

# 消防署による立入検査について

児玉郡市広域消防本部では、消防法に基づき火災予防のため、立入検査を実施しております。

立入検査は、防火対象物の実態把握、消火器や誘導灯、自動火災報知設備などの消防用設備や、避難通路や避難口の管理など消防法令の適合状況を確認し、火災予防上適切な指導を行うことにより、出火防止及び万が一の出火に際して被害を最小限にとどめるために実施するものです。

消防車や救急車で各事業所へ出向し立入検査を実施いたします。出動体制をとって実施しますので、火災等の災害が発生した場合は、立入検査の中止及び一時中断して出動することもあります。

建物を従業員や利用者が安心して利用できるよう、また、財産を守るための大切な検査です。各事業所の皆様におかれましては、消防が実施する立入検査についてご理解・ご協力の程よろしくお願いいたします。

